

平成29年度与党税制改正大綱の決定を受けて
(鶴保沖縄担当大臣コメント)

平成28年12月8日

この度、与党税制改正大綱が取りまとめられ、沖縄関係税制については、与党の税制調査会において、専門的な見地から総合的に判断され、

- 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置等6つの特例については、適用期限の2年間延長
- 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税及び沖縄型特定免税店における関税の軽減措置については、適用期限の3年間延長
- 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例については、野球場等9施設を対象から除外した上で、適用期限の2年間延長が盛り込まれました。

適用実績が乏しい制度もある中、制度そのものの縮減にまでは踏み込まれず、他の租税特別措置の延長幅に合わせる形で延長が認められましたことから、一定の評価ができるものと考えております。自民党税制調査会、沖縄振興調査会、公明党内閣部会を始め関係者の御尽力と沖縄振興への御理解に心から敬意を表します。

沖縄県及び地元関係者の皆様にとっては、県民生活、産業経済の安定が図られるものと思います。

今後、本大綱の決定を踏まえて、政府において税制改正大綱が取りまとめられる予定ですが、私としても、引き続き、最大限の努力をしてまいりたいと思います。